

## 『事業計画の変更が認可されました』

初夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、一宮大木土地区画整理事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
事業計画の見直しを始めてから長い期間を要しご迷惑をおかけしましたが、この度、  
5月29日付けで愛知県知事より事業計画変更の**認可**がございました。  
今後は仮換地指定にむけての作業を中心に事業を進めてまいります。

今後の作業として・・・

仮換地指定までの流れとしましては、『割込み作業（仮換地案の作成）→供覧（面談にて説明）→手続き→仮換地指定』となっております。

今年度は、土地の確認等のためのアンケート調査を行った後、仮換地の割込み作業を行い、仮換地案の作成までを行う予定です。また、事業の進捗を図るため測量、調査等も行いますので、ご協力をお願いします。

### 建築行為等の制限について(76条関係)

現在、組合員の皆様には計画見直し等によりご不便をおかけしております。

今まで「区画整理だより」等でお報せしておりますが、区画整理事業の開始から完了までの間は建築行為等の制限があります。(区画整理法第76条)

仮換地指定により皆さんの土地の位置、形状等が決まりますので、仮換地指定までの間は特に制限がされております。

今回の事業計画変更の認可により道路等の公共用地の位置が決まりましたので、今後はこうした制限を柔軟に扱うように検討してまいります。

今後、建築行為等希望される場合、平面計画図による道路等公共用地の計画線に掛かるかどうかの一つの判断基準となります。その他の内容については、より精査し理事会に諮り、事業等への支障の有無を検討させていただき、組合としての判断を示します。

なお、この区画整理法第76条の制限の他に都市計画法（建ぺい率等の用途制限等）及び建築基準法（接道条件等）があります。まず、**組合役員または組合事務所へ相談してください。**